



図1 デイサービスの種類

(図1)。

小規模型とは、前年度の1カ月当たりの平均利用延人員数が300人以内であること。通常規模型とは、1カ月当たりの平均利用延人員数が300人以上900人未満であること。大規模型とは、1カ月当たりの平均利用延人員数が900人以上であることと決まっており、定員10～15人の事業所は、大部分が小規模型にあてはまり、小規模型は通常規模型より介護報酬が1割以上高く設定されています。療養通所介護とは、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者を対象とした看護師による通所介護のことをいいます。

通所介護は、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る」ことを目的としています。

## ②介護予防通所介護事業所

介護予防通所介護事業所は、「要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、

もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す」ことを目的としています。

人員基準、設備基準などは通所介護と同様です。ただし、介護予防通所介護のみの指定（通所の指定を申請しない）であれば90分デイサービスも設立可能です。

## 人員基準

通所介護・介護予防通所介護に必要な職員配置は表3の通りです。「利用定員」とは、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいいます。実際に利用した利用者の数を「実人員」といいます。管理者は常勤でかつ同一敷地内であれば、他の事業と兼務することができます。同じ場所で鍼灸院を開業している場合、鍼灸院の院長と通所の管理者を兼ねることもできます。また、常勤とは週32時間以上の勤務時間があることです。職員はサービス提供時間帯を通じて「専ら業務に当たる」ことになり、サービスの途中で他の業務に就くことは許されません。

利用定員が10名以下の場合、①看護職員または介護職員を1名以上とすることができる②生活相談員または介護職員のうち1名以上は常勤である、こととなっています。つまり、10名以下では、介護職員を常勤とすれば看護職員を配置しなくても基準に満たすことができるということです。ただし、最低人員として生活相談員、